

「**新型コロナ対策** 一部住宅設備の未完了でも完了検査可能に」
お引渡しチェックリスト

しっかりとした説明や適切な対応を確認し、
安心してお引渡しに臨みましょう！



✓	<p>工事は工期遅延の原因を明確にし、書面にて通知を受けましたか？ ⇒理由を明確にするため、工期遅延については口頭ではなく必ず書面（もしくはメール）の提出を依頼しましょう。</p>
✓	<p>住宅設備メーカーの公表している納期遅れの住宅設備と、自宅で契約した住宅設備の種類が一致しますか？ ⇒新型コロナウイルスの影響で工期遅延した場合、「遅延損害金」の請求はできませんが、新型コロナウイルスの影響ではない工期遅延の場合、「遅延損害金」が請求できる可能性も。</p>
✓	<p>工期変更の覚書を交わしましたか？ ⇒工期遅延で契約当初から引き渡しが遅れる場合、かならず「覚書」や「合意書」を取り交わしましょう。 ⇒納期未定が長引く場合、一時的に契約上は「工期の定めのない」契約に変更する可能性があります。</p>
✓	<p>早期の生活開始を希望する場合は代替品を検討 ⇒トイレやキッチンが無い場合、新居で生活をスタートすることができません。 早く生活を始めなければならない場合、在庫のある代替品への契約変更も検討しましょう</p>
✓	<p>引き渡し後の定期連絡の合意を交わしましたか？ ⇒もっとも避けたいのは、引渡し後の対応放置。少なくとも、一週間に一度は状況を連絡してもらえるような合意を取り交わしましょう。</p>

★住宅設備設置後の点検を念入りに★

通常、住宅設備を設置した後は設備事業者や施工会社による漏水チェック等が行われます。しかし、引き渡し後は取り付け後のテストが甘く、漏水が発生することも。施工会社に初期の漏水が発生していないかしっかりテストしてもらいましょう。
【特に、2-3階に設備があって漏水すると大きな被害につながります！！】

住宅設備 重要チェックポイント

キッチン	著しい給水・排水不足、シンク下の漏水、換気扇の吸込み不足、食洗器の漏水
洗面	著しい給水・排水不足、キャビネット内の漏水
浴室	著しい給水・排水不足、浴槽下の漏水
トイレ	著しい給水・排水不足、床上の漏水
給湯器	周辺の漏水
床下点検口	床下の漏水

ご心配な場合は、引き渡し後のホームインスペクションで住宅設備機器の漏水チェックや床下に進入して漏水していないか確認可能です。お気軽にご相談ください。



不動産の達人
株式会社さくら事務所
©Sakurajimusyo 2020

TEL : 0120-390-592
(受付時間10:00~19:00) 土日祝も営業
URL: <https://www.sakurajimusyo.com>